

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	八頭町

八頭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八頭町産業観光課
所在地 鳥取県八頭郡八頭町郡家493
電話番号 0858-76-0208
FAX番号 0858-76-0217
メールアドレス sangyou-kankou@town.yazu.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ツキノワグマ（以下「クマ」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル（以下「サル」という）、ハクビシン、アナグマ・テン・タヌキ・イタチ・キツネ（以下「アナグマ等」という）、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	八頭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜類	98 (a) 1, 119 (千円)
シカ	水稲、果樹、野菜類等	126 (a) 1, 461 (千円)
クマ	果樹類	9 (a) 484 (千円)
カラス	果樹類	16 (a) 548 (千円)
ヌートリア	水稲、野菜類	— —
アライグマ	野菜類	— —
ハクビシン	果樹、野菜類	— —
アナグマ等	野菜類	— —
カワウ	魚類	— —
サル	果樹、野菜類	4 (a) 94 (千円)

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に、水稲や野菜類の被害が発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいる地区では被害が抑えられているが、未整備地区の被害は収まっていない。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	2, 920	1, 649	1, 181	1, 368	1, 119
被害面積(a)	257	136	100	117	98

○シカ

主に、水稻や野菜類の被害が発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいる地区では被害が抑えられているが、未整備地区の被害は収まっていない。

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害額(千円)	5 9 4	1, 1 6 5	1, 6 7 2	1, 1 8 7	1, 4 6 1
被害面積(a)	3 6	4 6	1 3 8	1 0 2	1 2 6

○クマ

平成28年度、平成30年度及び令和元年度は、クマの餌となる堅果類の不作等により果樹園等に大量出没し、特に茂田地区、上津黒地区の梨被害や市谷地区、郡家殿地区の柿被害が多く発生した。

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害額(千円)	9 2 8	2, 2 0 4	3, 9 4 4	1, 6 9 2	4 8 4
被害面積(a)	1 6	3 8	6 8	3 0	9

○カラス

主に果樹の被害が発生している。梨、柿については、防鳥テグス等の整備、追い払いの実施等により対応しているが、令和2年度は計916千円、令和3年度は計548千円の被害が発生した。

○ヌートリア

近年は、目撃情報や被害報告が少なくなってきたが、主に水稻や野菜類の被害が発生している。

○アライグマ

目撃情報や被害報告が少なくなっているが、令和2年10月に1頭捕獲しており、今後被害が発生する可能性がある。

○ハクビシン

被害報告は少ないが、主に果樹類の被害が発生している。

○アナグマ等

被害報告は少ないが、主に野菜類の被害が発生している。

○カワウ

主に八東川流域と千代川流域で主に鮎の食害が発生している。

○サル

特に八東地域において、野菜類や果樹等の被害が発生している。

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
被害額(千円)	1 2 1	2 2 7	2 4 5	1 3 9	9 4
被害面積(a)	5	9	8	6	4

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度実績)	目標値 (令和7年度)
全対象鳥獣	2 5 3 a 3, 1 7 8 千円	1 7 8 a 2, 2 2 5 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○全鳥獣対象 猟友会へ捕獲依頼を行い、連携を図りながら、捕獲体制を整備している。</p> <p>○イノシシ、シカ 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）又は鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金（単県事業）を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の整備を推進。また、集落ごとに要望を取りまとめ、町が箱わなを購入・貸出しを行い、地元住民と捕獲従事者が連携を図りながら捕獲活動を行う。</p> <p>○クマ 鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に沿って、段階的な対応により、捕獲及び学習放獣を行っている。</p> <p>○カラス 鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補</p>	<p>○全鳥獣対象 猟友会会員の高齢化等による会員数の減少で捕獲の担い手が不足している。また、銃猟者の減少もあり、捕獲従事者の養成・確保が必要である。</p> <p>○イノシシ、シカ 集落内に捕獲従事者が居住していない場合、地元住民との意思疎通不足による地区全体の被害状況や、集落周辺の地理の把握が不十分な状態での対応となり、効果的な捕獲ができていないことがある。</p> <p>○クマ 住宅地周辺で出没が多発する場合や人身被害が予見される場合に備え、緊急対応ができる体制を維持・強化する必要がある。</p> <p>○カラス 銃器での捕獲が困難であるた</p>

	<p>助金(単県事業)の活用による防鳥網やテグス等の整備推進の他、煙火や爆裂玉、ロケット花火等による追い払いを実施している。</p> <p>また、銃猟者による捕獲体制の強化及び、県下での一斉捕獲に参加している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画に基づき、捕獲体制を強化している。また、研修会を開催するとともに、捕獲従事者の増加を図っている。</p> <p>○サル 困いわたの設置や研修会等を開催し、地元住民による誘引物除去や追い払いの強化を図り、捕獲や被害の軽減に努めている。</p>	<p>め、追い払いを行っているが、一時的に退避した後、戻ってきて再度被害を与えたり、移動した先で新たな被害が発生するなど対応に苦慮している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ ヌートリアについては、繁殖数が多いため、地域からの排除には継続的な対応が必要。 アライグマについては散発的に目撃情報があるが、過去3年間の総捕獲数は1頭に留まっている。</p> <p>○サル 困いわたで餌付けするまでに時間を要する等、捕獲することが困難なため、効果的な捕獲体制の構築が必要。</p>
防護柵の設置等に関する取組	電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥網及びテグス等の整備を推進している。また、侵入防止柵設置等の講習会を開催し、設置技術の向上を図っている。	個々での整備になっており、集落が一体となった整備が進んでいない。 また、侵入防止柵未整備の地区では被害が継続して発生しており、整備の推進が必要。
生息環境管理その他の取組	鳥獣を誘引しない環境づくりのために餌となるものを放置しないよう知識の普及を図っている。	餌となるものの除去と防護柵の設置と一体的に取り組むことの認知度が十分でない。

(5) 今後の取組方針

<p>【全体方針】</p> <p>多様な有害鳥獣の特性にあわせて、①侵入防止対策、②捕獲対策、③地域ぐるみで行う被害対策の体制の構築を柱に総合的に対策を行う。</p> <p>侵入防止柵は未整備の地区を中心に整備を進めると同時に、適切な管理のための研修会等を実施する。</p> <p>箱わたの管理については、相談・問題があれば随時対応するほか、捕獲実績</p>
--

が少ないものについては設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行っていく。

また被害報告について、被害の的確な把握と対策に資するため、野生鳥獣による農林作物被害があった際は速やかに報告することを周知する。

【獣種別方針】

○イノシシ

侵入防止柵の設置・管理及び一体的に運用する箱わなによる捕獲等、集団的な取り組みを推進する。

あわせて、獣の隠れ家や進入経路となりうる藪等の刈込みや緩衝帯の整備を促進する。

また、捕獲奨励金を支援し、捕獲強化に努める。

I C T機器の活用では自動捕獲システムを導入し、イノシシの親子での捕獲の推進に努める。

○シカ

侵入防止柵の設置・管理及び一体的に運用する箱わなによる捕獲等、集団的な取り組みを推進する。

あわせて、獣の隠れ家や進入経路となりうる藪等の刈込みや緩衝帯の整備を促進する。

また、捕獲奨励金を支援し、捕獲強化に努める。

○クマ

果樹園や民家付近への出没が増加しており、侵入防止柵の整備促進を行い緊急対応ができるよう箱わなでの捕獲体制を整備する。また、民家付近の放任果樹の伐採への取り組みを推進する。

○カラス

一斉捕獲及び追い払い、箱わな設置による捕獲等の対策を行う。

現在、箱わなは1基稼働しているが、被害状況に応じて新たに設置を検討する。

○ヌートリア、アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○ハクビシン

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○アナグマ等

年間を通し、農作物の被害報告に応じて、捕獲許可に基づき捕獲を実施する。

○カワウ

鳥取県第13次鳥獣保護管理事業計画の予察表に基づく捕獲を実施し、八頭町内の採餌場に飛来することにより発生する川魚の食害防止を目的とした捕獲対策を強化する。

○サル

放任果樹等の誘引物の撤去を推進する。また、集落内点検や研修会等を開催し、地域が一体的となった取り組み（花火等による追い払い等）を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八頭町猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲への従事等を委託している。

課題の一つである銃猟者の減少については、補助事業を活用し、銃猟者の育成及び確保を図っている。

【猟友会の構成員状況】

八頭町猟友会郡家支部 40人

(免許所持者数 わな：39人、第1種：12人、第2種：1人)

八頭町猟友会船岡支部 32人

(免許所持者数 わな：29人、第1種：10人、第2種：0人)

八頭町猟友会八東支部 31人

(免許所持者数 わな：29人、第1種：6人、第2種：3人)

合計 103人

(免許所持者数 わな：97人、第1種：28人、第2種：4人)

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】（令和4年4月1日現在）

郡家地域 154人 船岡地域 65人 八東地域 75人 合計294人

平成24年6月より八頭町鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲への

指導及び監督を推進している。

【実施隊構成】

町職員 5人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和6年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和7年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

過去の実績から年間650頭を計画数とする。特に、水稻や野菜類の被害が主であり、町全域で捕獲を実施する。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	301	522	583	686	579

○シカ

捕獲数が年々増加しており、更なる捕獲の強化を図り年間2,600頭を計画数とする。水稻、野菜類のほか、近年は果樹の被害も発生しており、町全域で捕獲を実施する。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	1,622	1,827	2,015	2,185	2,722

○カラス

近年の果樹被害状況から年間100羽を計画数とする。そのうち、一斉駆除20羽を捕獲目標とする。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	2	14	15	10	34

○ヌートリア

捕獲数が年々減少方向には向かっているが、過去の実績から年間100頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
捕獲数（頭）	22	35	10	5	18

○アライグマ

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間10頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
捕獲数（頭）	—	—	—	1	—

○ハクビシン

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間30頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

○アナグマ等

野菜類を中心に被害が発生しており、令和3年に230頭の有害捕獲実績があった。このことから年間250頭を目標数とし、被害報告に基づき速やかに対応できる捕獲体制を整備する。

○カワウ

鮎を中心に被害が発生しており、令和2年度は150羽、3年度には167羽の捕獲があった。このことから年間200羽の捕獲を目標数とする。

○サル

梨・柿等の果樹を中心に広い作目で被害が発生しており、令和2年度は4頭、3年度には4頭の捕獲があった。このことから年間10頭を目標数とし、被害報告時に加害個体を対象に速やかに対応出来る捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
イノシシ	650頭	650頭	650頭
シカ	2, 600頭	2, 600頭	2, 600頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ヌートリア	100頭	100頭	100頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

アナグマ等	250頭	250頭	250頭
カワウ	200羽	200羽	200羽
サル	10頭	10頭	10頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>(八頭町全体)</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃 ・実施予定時期：通年 <p>○シカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃 ・実施予定時期：通年 <p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：猟銃による一斉駆除を基本とする。その他、猟銃及び捕獲わなによる有害駆除。 ・実施予定時期：一斉駆除は2回／年、その他の猟銃は不定期、捕獲わなは通期 <p>○ヌートリア、アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○アナグマ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：捕獲許可に基づき箱わなによる捕獲を行う。 ・実施予定時期：通年 <p>○カワウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：猟銃（空気銃）による有害駆除。 ・実施予定時期：漁業被害の発生期間 <p>○サル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：サル専用囲いわな及び銃器を基本とする。 ・実施予定時期：通年
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m
クマ・サル	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 箱わなどの一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 箱わなどの一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 箱わなどの一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上
クマ・サル	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 花火等による追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 花火等による追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵周辺の刈払い 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 花火等による追い払い

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和6年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和7年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八頭町	<ul style="list-style-type: none"> ①クマの目撃や出没情報があった場合は、防災行政無線等で住民等への注意喚起を行う。 ②放任果樹等の誘引物の除去等を行い、出没しにくくなる生活環境の整備を行う。 ③クマが錯誤捕獲された場合は、関係機関と連携を図り、学習放獣等を行う。 ④侵入防止柵等の設置を推進する。 ⑤クマによる農作物被害又は、人身被害の危険性が高い場合は、有害捕獲許可を行い、捕殺処分を行う。
鳥取県 緑豊かな自然課	<ul style="list-style-type: none"> ①クマの錯誤捕獲時は、町と連携しながら学習放獣を行う。 ②クマの有害捕獲時は、町と連携しながら殺処分した個体の確認及び調査等を行う ③緊急時は、研究機関等専門家を現地派遣し、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う。
郡家警察署	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時は、現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

八頭町役場産業観光課→八頭町役場（総務課防災室→八頭町消防団）
（教育委員会→小中学校）
（町民課→保育所）
→鳥取県緑豊かな自然課
→郡家警察署・八頭町猟友会・出没地域集落区長

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び焼却等、適切に処理を行うほか、若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、施設で処理した肉を食材として県内外へ販売している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、主にイノシシとシカを処理している。処理された肉は食肉として県内外に販売している。
ペットフード	食肉外の残滓物を原料に使用し、有効活用を図る。
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）の維持管理等の経費を八頭町と若桜町の両町で負担し、ジビエ普及に努めている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

会員として所属する、いなばのジビエ推進協議会を通じて、良質なジビエ供給確保のため、狩猟者育成研修を行っている。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八頭町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
八頭町	八頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	八頭町の ・被害防除に関すること ・協議会の運営に関すること
各集落農事実行組合	八頭町の鳥獣による農業被害に関すること
八頭町猟友会	八頭町地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 鳥取県緑豊かな自然課 鳥取県東部農林事務所農商工連携チーム	全体計画の支援に関すること。
鳥取森林管理署	協議会の支援に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊を設置している。
①活動内容 捕獲、追払い等
②隊員数 町職員 5名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○クマ対策 出没する地域がある程度特定されるため、今後、銃猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者に要請し、捕獲体制の整備と出没状況に応じて第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づく対応を実施する。

○捕獲の実施体制の維持・強化

新規狩猟者を対象に講習会を実施することで、捕獲による被害防止対策の維持・強化を図っている。また侵入防止柵を設置した地区においても地域ぐるみによる被害防止の知識・技術の向上を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

積極的に農家等へ対しての研修会等を開催し、地域が主体となって侵入防止柵の設置維持管理等、自発的被害対策への取組みが実行できる体制づくりを推進する。

八頭郡内の3町で連携し、中型獣の捕獲に係る研修会を実施するほか、侵入防止柵と連動して運用する箱わなについても捕獲効率を高めるための研修会の実施を検討する。

野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。